

## 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議（第1回）議事概要

日 時： 平成25年10月7日（月） 13:45 ~ 15:40

場 所： 合同庁舎3号館8階 国際会議室

議事次第に沿って事務局、日本バス協会及び新高速乗合バス適正化実施機関事務局から資料の説明を行い、質疑応答及び意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

### ○「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれた措置について

- ・貸切事業の新規許可に際して、申請者の過去の法令違反等についても考慮すべきではないか。
- ・交替運転者の配置基準等、周知・理解が不足しているのではないか。また、制度が複雑化し過ぎることで事業者が遵守できないようでは本末転倒であり、必要に応じて措置を簡素化する等の見直しが必要ではないか。
- ・貸切の運賃・料金制度の改正はできるだけ早く取り組むべき。また、運賃・料金制度の改正をテコにして中・長期的な貸切事業の見直しをどのように進めていくのかも検討すべき。
- ・こうしたプランでは、P（プラン）、D（ドゥ）までは良いがC（チェック）、A（アクション）の部分が不十分になりがち。各措置の効果検証をどのように行っていくのか。
- ・継続的なデータ収集が必要。国交省だけではデータが足りない部分は、バス業界から提示してもらわなければならない。

### ○新高速乗合バスへの移行後のフォローアップについて

- ・新高速乗合バスに移行しなかった貸切バス事業者のその後の動向を追跡調査するべき。
- ・新高速乗合バスへ移行した後の全体的な状況の変化についても確認していくべき。また、高速・貸切バスの新たな制度の導入により、高速乗合バスの周辺事業（生活交通路線、土産物店等）に与える影響がどのようになっているのか調査すべき。
- ・新高速乗合バス制度移行に係る許認可手続き（運賃、管理の受委託）は、事業者の負担が大きく、さらに緩和すべき、また、運輸局によっても対応が異なっている。

### ○「さらなる議論が望まれる課題」について

- ・運行管理者の選任数の基準を引き上げてはどうか。

### ○その他

- ・セーフティバス認定や行政処分基準における点数制度は、大手事業者が損をする仕組みになっているため、改善すべき。
- ・バス事業としてのトップレベルを保っていくため、この検討会で議論が必要。

（以 上）